

学校安全に関する施策の進捗状況（令和4年度）

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

【実施状況】○：令和4年度で実施終了、◎：令和5年度以降も継続実施、◆：令和5年度以降から実施予定

第3次計画における学校安全の推進方策		実施状況	特記事項
(1) 学校経営における学校安全の明確な位置付け	<p>・国は、学校設置者等との連携を図り、各学校における取組の状況を把握するとともに、学校安全が各学校の学校経営に位置付けられるよう周知啓発等の取組を推進する。</p> <p>1 学校安全が各学校の学校経営に位置付けられるよう周知啓発等の取組を推進</p>	◎	<p>【令和4年度の取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都道府県・政令指定都市学校安全主管課長会議等の学校安全担当者会議において周知した。 ○学校安全が各学校の学校経営に位置付けられるよう、上記のほか、周知啓発等の取組を推進した。 ・学校安全に係る専門性向上支援事業における「学校安全管理職セミナーの開催」による周知 ・学校安全に係る専門性向上支援事業における「専門家派遣」による支援 <p>【今後の取組予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校安全が各学校の学校経営に位置付けられるよう引き続き周知啓発等の取組を推進する。 ○学校安全に係る専門性向上に係るセミナー及び派遣事業の拡充
(2) 学校安全計画に基づく実践的な取組内容の充実	<p>・国は、全国的な学校安全の取組の質の向上を図るため、各学校の学校安全計画の内容に関して学校設置者が定期的に点検・指導し、改善を加えるPDCAサイクルを確立することができるよう、好事例等を収集・発信する。</p> <p>2 学校安全計画に関する好事例等の収集発信</p>	◎	<p>【令和4年度の取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校安全ポータルサイトや全国の学校安全担当者が集まる学校安全行政担当者連絡協議会等を通じ、各学校の学校安全計画の内容に関して学校設置者が定期的に点検・指導し、改善を加えるPDCAサイクルを確立することができるよう、好事例等の横展開を行った。 <p>【今後の取組予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、学校安全ポータルサイトや全国の担当者が集まる機会等を通じ、各学校の学校安全計画の内容に関して学校設置者が定期的に点検・指導し、改善を加えるPDCAサイクルを確立することができるよう、好事例等の横展開を行う。
(3) 危機管理マニュアルに基づく取組内容の充実	<p>・国は、学校が作成した危機管理マニュアルについて、「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」等を活用した見直しを学校及び学校設置者に対して求めるとともに、外部の有識者等の知見を加えて見直しを行う学校及び学校設置者の取組を支援する。その際、国は、最新の情勢の変化を踏まえ、「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」を適時更新する。</p> <p>3 危機管理マニュアル見直しガイドラインを活用した見直しを学校及び学校設置者に求める</p> <p>4 外部の有識者等の知見を加えて見直しを行う学校及び学校設置者の取組を支援</p> <p>5 危機管理マニュアル見直しガイドラインの適時更新</p>	◎ ◎ ◆	<p>【令和4年度の取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校が作成した危機管理マニュアルについて、「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」等を活用した見直しを学校及び学校設置者に対して求めるとともに、外部の有識者等の知見を加えて見直しを行う学校及び学校設置者の取組を支援した。 ・学校関係者を対象とした学校安全に係る専門性向上支援事業における「学校安全管理職セミナー」「学校安全基礎セミナー」「学校安全ワークショップ」等において、危機管理マニュアルの作成と見直しに関する講義やワークショップ等を実施 ・学校安全に係る専門性向上支援事業における「専門家派遣」による危機管理マニュアル見直し支援を実施 <p>【今後の取組予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、学校が作成した危機管理マニュアルについて、「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」等を活用した見直しを学校及び学校設置者に対して求めるとともに、外部の有識者等の知見を加えて見直しを行う学校及び学校設置者の取組を支援する。 ・学校の安全担当者向けの「『危機管理マニュアル』見直し（基礎編・実践編）」のオンデマンド配信 ・危機管理マニュアルの具体的な見直しの方法や、指導助言を行う上での考え方を習得することを目的とした、教育委員会（設置者）担当者向けワークショップを開催（R5は2会場） ・「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」については、令和6年度以降、最新の情勢の変化等を踏まえ、「学校安全の推進に関する有識者会議」における意見を取り入れながら適宜、更新していく。
(4) 学校における人的体制の整備	<p>・国は、学校設置者等と連携を図り、各学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けに関する実態を把握し、その結果を踏まえ、学校安全の中核を担う教職員が配置されるよう、制度上の位置付けを含め具体的に検討する。</p> <p>・学校安全の中核を担う教職員を対象とした研修について、オンラインを取り入れた効果的な研修の充実を図る。なお、人的体制の整備に当たっては、学校における働き方改革の観点も踏まえ、一部の教職員に業務が偏ることのないように十分配慮する必要がある。</p> <p>6 学校安全の中核を担う教職員の実態調査(取組状況調査)</p> <p>7 学校安全の中核を担う教職員配置に向けた制度上の位置付けを検討</p> <p>8 学校安全の中核を担う教職員を対象とした研修について、オンラインを取り入れた効果的な研修の充実</p>	○ ◎ ◎	<p>【令和4年度の取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校設置者等と連携を図り、各学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けに関する実態を把握するため、「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」を実施した。 ○教職員を志す学生から管理職までのキャリアステージ別に、学校安全に関して習得しておくべき事項を学ぶ「教職員のための学校安全 e-ラーニング」の内容を「第3次学校安全の推進に関する計画」を踏まえて更新し、活用を促した。 ○各地域における学校安全に関する研修講師等となるものを対象とした学校安全指導者研修会を開催した。 (参加者：90名、会場：宮城県石巻市、内容：震災遺構「大川小学校」での見学・語り部講話他) ○独立行政法人教職員支援機構による学校安全指導者養成研修の実施や、学校安全に関する校内研修シリーズ（動画）の配信した。 <p>【今後の取組予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和4年度に実施した「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」の結果を踏まえつつ、学校安全の中核を担う教職員が配置されるよう、制度上の位置付けを含め具体的に検討を行う。 ○学校安全の中核を担う教職員を対象とした研修について、オンラインを取り入れた効果的な研修の充実を図る。

第3次計画における学校安全の推進方策		実施状況	特記事項
<p>(5) 学校安全に関する校長・教職員の研修及び訓練の充実</p>	<p>・国は、教職員支援機構や各都道府県等と連携しながら、校長及び学校安全の中核を担う教職員に対する学校安全に関する研修の充実を図る。</p> <p>・国は、学校において学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しを実効的に行われるよう、最新の情勢の変化を踏まえて、学校安全の指導資料の充実を図るとともに「教職員のための学校安全 e-ラーニング」を適時更新する。</p> <p>9 校長及び学校安全の中核を担う教職員に対する学校安全に関する研修の充実</p> <p>10 学校安全の指導資料の充実</p> <p>11 教職員のためのeラーニングの適時更新</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>	<p>【令和4年度の取組内容】</p> <p>○学校において学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しが実効的に行われるよう、最新の情勢を踏まえた学校安全に関する資料指導の提供等を行った。</p> <p>(以下、再掲)</p> <p>○教職員を志す学生から管理職までのキャリアステージ別に、学校安全に関して習得しておくべき事項を学ぶ「教職員のための学校安全 e-ラーニング」の内容を「第3次学校安全の推進に関する計画」を踏まえて更新し、活用を促した。</p> <p>(都道府県教育委員会によっては、「教職員のための学校安全 e-ラーニング」をキャリアステージ毎の研修の中に位置付けているところもある。)</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○引き続き、学校において学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しが実効的に行われるよう、最新の情勢を踏まえた学校安全に関する資料指導の提供等を行う。</p> <p>○「教職員のための学校安全 e-ラーニング」の活用を促すとともに、適時更新を行う。</p> <p>○学校安全行政担当者連絡協議会等において、実効性のある見直しに関する新たな視点等を周知していく。</p>
<p>(6) 教員養成における学校安全の学修の充実</p>	<p>・国は、大学等の教員養成機関に対し、学校安全に関する学修内容を充実するよう促す。心理的な側面等の学修のほか、例えば、カリキュラム・マネジメントに関して学修する中で学校安全を題材として取り扱うことや、全ての教職を志す学生に応急救命措置の知識を付けさせるためAEDを用いた実習を含む一次救命措置（BLS）を教育の基礎的理解に関する科目以外の科目において外部講師を招いて実施することなどを含めた授業科目のプログラム等を作成し、大学等へ具体的に情報提供し、教育課程の内外を通じた学校安全の学修の充実を推進する。</p> <p>12 大学等の教員養成機関に対し、学校安全に関する学修内容を充実するよう促す</p> <p>13 大学等の授業科目のプログラム作成・周知（カリキュラム・マネジメントで学校安全を題材として扱うことやAEDを用いた実習等）</p>	<p>◎</p> <p>◆</p>	<p>【令和4年度の取組内容】</p> <p>○大学等の教員養成機関において、学校安全に関する学修内容が充実することに資するよう情報提供を行った。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○大学等の教員養成機関における学校安全に関する学修内容を把握していくとともに、引き続き、大学等の教員養成機関において、学校安全に関する学修内容が充実することに資するよう情報提供を行い、教育課程の内外を通じた学校安全の学修の充実を推進する。</p> <p>○大学等の授業科目のプログラム作成・周知（カリキュラム・マネジメントで学校安全を題材として扱うことやAEDを用いた実習等）については、「学校安全の推進に関する有識者会議」の意見を踏まえ、令和6年度以降の作成を検討していく。</p>

2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

第3次計画における学校安全の推進方策	実施状況	特記事項
<p>(1) 家庭、地域との連携・協働の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した学校と地域の連携・協働による安全教育の充実が図られるよう、学校安全に関する知識・経験を有する地域人材の育成を支援する。 ・国は、学校における学校安全の取組の質の向上に向けた専門的知見の更なる活用を推進するため、地域の大学等の研究機関や専門機関と連携し、各地域における外部専門家の活用に関するモデル的な取組を支援する。また、例えば、学校での安全点検や児童生徒等の見守り活動、学校の所在する自治体における通学路の交通安全の確保に関する推進体制等においてPTA等の参画を推進するなど、子供や保護者の視点からの取組を推進する。 ・国は、子供の見守り活動等に参画する地域の人材確保が課題となっている実情も踏まえ、地域と連携した学校安全の取組について情報収集や調査研究等を行うことなどを通じて、効率的で継続可能な取組について検討し、その普及を図る。 <p>15 学校安全に関する知識・経験を有する地域人材の育成を支援</p> <p>16 地域の大学等の研究機関や専門機関と連携し、各地域における外部専門家の活用に関するモデル的な取組を支援</p> <p>17 安全点検や見守り活動、自治体の交通安全に関する推進体制等にPTA等の参画を推進するなど子供や保護者の視点からの取組を推進</p> <p>18 見守り活動等の人材確保の課題も踏まえ、地域連携について情報収集や調査研究等を行い、効率的で継続可能な取組について検討し、普及を図る</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>	<p>【令和4年度の取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校安全総合支援事業において、学校安全推進体制の構築に向けて、各地域のモデル的な取組を支援を行った。 ・学校安全総合支援事業委託を43自治体で実施（都道府県39、政令指定都市4） ※令和3年度から新たに2自治体が増加している。 ・モデル的な取組の好事例を成果発表会や学校安全ポータルサイトにおいて共有 ○「地域における通学路の安全確保に関する調査研究」において、通学路交通安全プログラムや推進体制に関する実態調査を実施 ○6月28日付け事務連絡「通学路における交通安全の確保の徹底について（周知）」において、各地域における関係機関等との連携による継続的な通学路の安全確保について周知した。 ○地域ぐるみで子供の安全を見守る体制整備を図る取組を支援した。 ・学校を核とした地域力強化プランにおいて、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を実施し、スクールガード・リーダーの育成やその活動の支援、スクールガード養成講習会の開催経費を補助 ・「地域と学校の連携・協働体制構築事業」を実施し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に係る経費を補助 <p>【今後の取組予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域と学校の間に入り、継続的に両者の活動を支援する、地域防災教育コーディネーターの育成に取り組みため、「地域と学校がともに防災教育を進めるために～地域防災教育コーディネーターの育成に向けて～」を作成し、令和5年6月に公表。 ○学校安全総合支援事業において、各地域において、学校安全推進体制の構築が必要であることから、各地域のモデル的な取組を支援する学校安全総合支援事業を継続していく。 ○「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」、「地域と学校の連携・協働体制構築事業」を継続して実施し、地域ぐるみで子供の安全を見守る体制の整備を図る支援をしていく。
<p>(2) 関係機関との連携による安全対策の推進</p> <p>①通学時の安全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、これらの対策状況のフォローアップを関係府省庁が連携して実施する。また、通学路に隣接する家屋等の倒壊の危険性への対処など、道路管理者や管轄警察署と連携した対策では解決することが困難な通学路の危険箇所が存在していること等から、国は、各地域の通学路の安全に係る取組、交通安全の確保に関する推進体制や通学路交通安全プログラムの状況等について実態を把握し、効果的な事例等について収集・周知すること等により、各自治体における関係機関が連携した取組の強化・活性化を推進する。 ・国は、児童生徒等が通学時においても自転車を安全に利用することや、自ら危険を予測し、回避できる力を身に付けることができるよう、関係機関等の協力を得つつ、効果的な安全教育の手法の普及を図る。 ・防犯の観点からの通学時の子供の安全確保については、国は、登下校防犯プランに掲げる各施策を引き続き実施する。 <p>19 児童生徒等の安全な通行を確保するための対策状況のフォローアップ</p> <p>20 交通安全の推進体制や交通安全プログラムの実態把握</p> <p>21 効果的な事例等について収集・周知すること等により、各自治体における関係機関が連携した取組の強化・活性化を推進</p> <p>22 通学時の効果的な安全教育の手法の普及</p> <p>23 登下校防犯プランに掲げる各施策の実施</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>	<p>【令和4年度の取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通学時の安全対策の取組状況について、警察庁、国土交通省と連携してフォローアップ調査を実施し、都道府県教育委員会等を通じて市区町村教育委員会に通学時の安全対策の一層の体制強化を働きかけた。 ○令和5年3月28日付け事務連絡「警察による学校安全の確保に向けた対策に対する支援等の推進について（周知）」において、警察機関等との連携について周知した。 ○令和4年7月12日付け事務連絡「自転車等の安全利用促進に向けた警察との更なる連携強化について（依頼）」において、警察と連携して自転車に関する安全教育等を一層推進するよう周知した。 ○令和5年3月28日付け事務連絡「警察による学校安全の確保に向けた対策に対する支援等の推進について（周知）」において、警察等の関係機関との連携について周知した。 (以下、再掲) ○「地域における通学路の安全確保に関する調査研究」において、通学路交通安全プログラムや推進体制に関する実態調査を実施した。 ○地域ぐるみで子供の安全を見守る体制整備を図る取組を支援した。 ・学校を核とした地域力強化プランにおいて、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を実施し、スクールガード・リーダーの育成やその活動の支援、スクールガード養成講習会の開催経費を補助 ・「地域と学校の連携・協働体制構築事業」を実施し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に係る経費を補助 <p>【今後の取組予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和5年度においても、フォローアップ調査を実施する。 ○「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」、「地域と学校の連携・協働体制構築事業」を継続して実施し、地域ぐるみで子供の安全を見守る体制の整備を図る支援をしていく。
<p>②国は、令和2年6月に決定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、学校における被害防止教育や関係機関と連携した広報啓発活動等を実施することにより、性暴力の予防啓発や周りからの声掛けの必要性等の啓発を促進するとともに、被害に関する相談先の周知を図るなど、被害の根絶に向けた取組を促進する。</p> <p>24 青少年のインターネット利用環境の整備に関する施策の推進</p> <p>25 性被害対策について学校における被害防止教育や関係機関と連携した広報啓発</p>	<p>◎</p> <p>◎</p>	<p>【令和4年度の取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生命（いのち）の安全教育」教材等を活用した指導モデルの作成（委託事業）を実施（20団体55校） ・児童生徒向け動画教材及び教員向け研修動画を作成・公開。各都道府県・政令指定都市教育委員会担当課、各都道府県私立学校主管部課等に対し、各学校の校内研修や授業等での動画の活用を周知した。 ・生徒指導提要の改訂（令和4年12月）において、性犯罪・性暴力に関する課題未然防止教育として「生命（いのち）の安全教育」の実施を盛り込んだ。 ・学校等における「生命（いのち）の安全教育」の実践を後押しする実践事例集を作成した。 ・各種会議等を通じ、教育委員会等に向けて「生命（いのち）の安全教育」実施を促した。 <p>【今後の取組予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「生命（いのち）の安全教育」教材等を活用した指導モデルの作成（令和5年度委託事業） ○「生命（いのち）の安全教育」の全国展開を推進するため、令和5年度に「生命（いのち）の安全教育全国フォーラム」を開催し、授業実践や教職員研修等の実践事例の共有、担当者同士の交流促進等を実施予定。 ○引き続き、各種会議等を通じ、教育委員会等に向けて「生命（いのち）の安全教育」実施の働きかけを随時行う。

第3次計画における学校安全の推進方策		実施状況	特記事項
(2) 関係機関との連携による安全対策の推進	<p>③国は、学校における取組状況を把握した上で、関係府省庁が連携し、災害発生時の避難所の円滑な開設・運営が行われるよう必要な対策を行う。</p> <p>26 取組状況調査の実施と災害発生時の避難所の円滑な開設・運営</p>	◎	<p>【令和4年度の実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」において、各学校における避難所の円滑な開設・運営に関する自治体等との連携の状況を把握する調査を行った。 ○「学校の『危機管理マニュアル』評価・見直しガイドライン」等の資料を活用し、自治体・地域・学校間での避難所運営に関する事前協議等の必要性を周知した。 <p>【今後の取組予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和4年度に実施した「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」の結果分析を進め公表する。 ○引き続き、自治体・地域・学校間での避難所運営に関する事前協議等の必要性を働きかけていく。

3. 学校における安全に関する教育の充実

第3次計画における学校安全の推進方策		実施状況	特記事項
(1) 安全教育に係る時間の確保	<p>・国は、学習指導要領の下、各学校における安全教育が保健体育をはじめ関連する教科等で体系的に実施され、その指導の充実が図られるよう、好事例を周知することや「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」において実施状況等を定期的に把握し、公表していくことにより、各学校が学校安全計画に安全教育を取り扱う時間を適切に位置付け、年間の指導時間の確保に取り組むことを推進する。</p> <p>27 学習指導要領の下、安全教育が関連する教科等で体系的に実施され、その指導の充実が図られるよう、好事例を周知</p> <p>28 取組状況調査による定期的な把握・公表により、学校安全計画に安全教育を取り扱う時間を適切に位置付け、年間指導時間の確保を推進</p>	◆ ◎	<p>【令和4年度の取組内容】</p> <p>○「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」において、各学校における学校安全計画への安全教育を取り扱う時間の適切な位置付け状況を把握する調査を行った。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○令和4年度に実施した「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」の結果分析を進め公表し、その結果を踏まえ、各学校が学校安全計画に安全教育を取り扱う時間を適切に位置付けることや年間の指導時間の確保に取り組むことを推進する。</p> <p>○安全教育が関連する教科等で体系的に実施され、その指導の充実が図られるよう、好事例の周知を行うことについては、令和5年度以降、実践事例集を学校安全ポータルサイトで公開する。</p>
(2) 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実	<p>(防災教育に係る取組)</p> <p>・国は、全国全ての学校で地域の災害リスクや正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育や実践的な避難訓練を実施できるよう、発達段階を考慮した防災教育の手引きを新たに作成し周知する。</p> <p>・国は、防災科学技術研究所をはじめとする専門機関や関係機関の保有する知見や研究成果を活用し、学校現場で活用しやすい教材やデータ等を作成し、その普及を図るとともに、特に幼児期からの防災教育については、家庭に向けた情報伝達・啓発を行うためのひな形も含めて幼児向けの教材を作成し、保護者及び幼児に対する防災教育の充実を図る。</p> <p>・学校設置者や専門機関と協力して、避難訓練の実施に当たっての注意点や想定すべき事項を整理し、震災等の想定時刻や想定場所を限らない訓練や余震・停電を想定した訓練など、学校における実践的な避難訓練の実施を推進するとともに、緊急地震速報受信システムや遠距離でも使用できるトランシーバーなど災害発生時を想定した環境整備に努める。国は、実践的な避難訓練の実施状況や見直しの状況をはじめとする全国の学校の防災教育に関する実施内容を定期的かつ具体的に調査し、主要な指標を設定し、その状況を公表する。地方公共団体は、地域の災害リスクを踏まえ、教育委員会や学校と連携しながら、児童生徒等が将来の地域防災力の担い手となるよう、消防団員、自主防災組織員等による講演や体験学習、防災訓練等の防災教育を推進する。</p> <p>30 発達段階を考慮した防災教育の手引きの作成(防災ノート含む)</p> <p>31 学校現場で活用しやすい教材やデータ等を作成し、その普及を図る</p> <p>32 家庭に向けた情報伝達・啓発を行うためのひな形も含めて幼児向けの教材を作成</p> <p>29 実践的な避難訓練の実施を推進し、災害発生時を想定した環境整備に努める</p> <p>33 防災教育に関する調査(取組状況調査)</p>	◎ ◎ ◎ ◎ ◎	<p>【令和4年度の取組内容】</p> <p>○正常性バイアスに関する指導事例、実践的な避難訓練・防災教育の取組事例や教材等をまとめた「実践的な防災教育の手引き(小学校編)」を作成し学校安全ポータルサイトにおいて公開した。</p> <p>○(再掲) 学校安全総合支援事業において、学校安全推進体制の構築に向けて、各地域のモデル的な取組を支援を行った。</p> <p>・学校安全総合支援事業委託を43自治体で実施(都道府県39、政令指定都市4) ※令和3年度から新たに2自治体が増加している。</p> <p>・モデル的取組の好事例を成果発表会や学校安全ポータルサイトにおいて共有</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○令和5年度は「実践的な防災教育の手引き(中学校・高等学校編)」を作成</p> <p>○学校安全総合支援事業において、災害発生時を想定した環境整備を含めた実践的な避難訓練の推進にあたって、各地域のモデル的な取組を支援していく。</p> <p>○幼児向け教材である安全教育資料や、幼稚園を含む学校での安全教育指導事例「生きる力をはぐくむ学校での安全教育の展開」を公開予定</p>
(3) 学校における教育手法の改善	<p>・国は、モデル事業等を通じ、主体的に行動する態度や危険を予測し回避する能力を育成することや、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めることを目指した教育手法(例えば、ロールプレイングの導入、安全マップの作成、児童生徒等が参加する安全点検など)の開発・普及を行うことにより、各学校や地方公共団体における取組を促す。また、主体的に行動する態度や共助・公助の視点を踏まえた安全教育が学校現場で円滑に導入されるよう、安全教育に関する効果的なカリキュラムや評価手法の開発を行い、指導についての教師用参考資料を作成する。その際、モデル事業を含む最新の研究成果を活かすとともに、十分な利用が図られるよう積極的な情報提供に努める。</p> <p>・国は、発達の段階に応じて、被災地を含めた様々なボランティア活動などの体験活動やデジタル技術を活用した学びによる安全教育の推進を図る。また、児童生徒等が楽しく前向きに取り組めるような魅力的な授業事例、教職員が活用しやすいコンパクトな授業事例の共有やその推進を図る。先進的な取組の支援を行う際には、成果が特定の学校や地域にとどまることのないよう、得られた知見を広く共有・普及し、全国における安全教育の質的向上につなげる仕組みを構築することに留意する。</p> <p>35 安全教育に関する効果的なカリキュラムや評価手法の開発</p> <p>36 体験活動やデジタル技術を活用した安全教育の推進</p> <p>37 魅力的な授業事例、教職員が活用しやすい授業事例の共有</p> <p>38 安全評価の在り方についての検討</p> <p>34 モデル事業等を通じ、主体的に行動する態度や危険を予測し回避する能力を育成することなどを目指した教育手法の開発・普及</p>	◆ ◎ ◎ ◆ ◎	<p>【令和4年度の取組内容】</p> <p>○発達の段階に応じて、被災地を含めた様々なボランティア活動などの体験活動やデジタル技術を活用した学びによる安全教育の推進を図ること、児童生徒等が楽しく前向きに取り組めるような魅力的な授業事例、教職員が活用しやすいコンパクトな授業事例の共有やその推進を図ること、先進的な取組の支援を行う際には、成果が特定の学校や地域にとどまることのないよう、得られた知見を広く共有・普及し、全国における安全教育の質的向上につなげる仕組みを構築することについて検討を開始した。</p> <p>・「実践的な防災教育の手引き(小学校編)」を作成し学校安全ポータルサイトにおいて公開</p> <p>○学校安全総合支援事業における、モデル地域における実践的な防災教育の取組を、全国成果発表会や学校安全ポータルサイトにて共有した。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○引き続き、発達の段階に応じた安全教育の推進、魅力的な授業事例、教職員が活用しやすい授業事例など、全国における安全教育の質的向上につなげる仕組みを構築することについて更に検討を進める。</p> <p>○(再掲) 令和5年度は「実践的な防災教育の手引き(中学校・高等学校編)」を作成</p> <p>○安全教育に関する効果的なカリキュラムや評価手法の開発及び安全評価の在り方についての検討については、「学校安全の推進に関する有識者会議」の意見を踏まえながら、令和6年度以降に取り組む。</p>

第3次計画における学校安全の推進方策		実施状況	特記事項
(4) 幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集・発信	<p>・国は、特別支援学校における安全教育の取組の好事例等の収集と情報発信を実施する。また、特別支援学校における障害がある児童生徒等への安全教育を推進・発信することは、特別支援学級等での安全教育の推進にもつながると考えられることから、国は、特別支援学校における安全教育の取組の好事例等の収集と情報発信を実施する。</p> <p>39 幼児期における安全教育の取組好事例等の収集・発信</p> <p>40 特別支援学校における安全教育の取組好事例等の収集・発信</p>	<p>◎</p> <p>◎</p>	<p>【令和4年度の取組内容】</p> <p>○都道府県教育委員会が作成した特別支援学校における安全教育に係る実践事例集を収集し、学校安全ポータルサイトに掲載し、周知した。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○幼稚園・特別支援学校を含む学校での安全教育指導事例を掲載した「生きる力をはぐくむ学校での安全教育の展開」を活用し、好事例を発信</p> <p>○令和6年度以降「実践的な防災教育の手引き（特別支援学校編）」を作成することを検討中</p> <p>○令和5年度に幼保段階における防災教育の事例収集等を行い、普及を図るための手引き等の作成に向けて検討中。</p>
(5) 現代的課題への対応	<p>・国は、児童生徒等が生命を大切にするとともに性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」の一層の推進を図ることとする。その際、特別支援学校等については、児童生徒等の個々の障害の特性や程度等に応じ、適切な対応を図る。こうした現代的課題への対応に関する指導内容や指導計画については、各学校において、関連する教科等における指導内容との関連を意識しながら学校安全計画に位置付けることを推奨し、児童生徒等に必要な知識等を身に付けさせる。</p> <p>・弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案に対し、適切な情報伝達の仕組みなどの体制整備や、安全確保のための適切な避難行動が図られるよう、学校の危機管理マニュアルの見直しや状況に合わせた避難訓練の重要性について、一層の周知を図る。</p> <p>・GIGA スクール構想の実現に当たっては、児童生徒等にID・パスワードの適切な管理について指導するなど、これまで以上に情報モラルやサイバーセキュリティに関する教育を充実させることが重要であることから、国は、学校とサイバー防犯に係るボランティア等との連携も図れるよう、サイバーセキュリティに関する注意事項の啓発等に取り組む。</p> <p>41 児童生徒等が生命を大切にするとともに性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」の一層の推進</p> <p>42 現代的課題への対応について、各学校において学校安全計画に位置付けることを推奨</p> <p>43 熱中症要望の観点からのマスク着用に関する考え方の一層の周知</p> <p>44 国民保護に関する事案に対するマニュアルの見直しや訓練の重要性についての一層の周知</p> <p>45 サイバーセキュリティに関する注意事項の啓発</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◆</p>	<p>【令和4年度の取組内容】</p> <p>○「実践的な防災教育の手引き（小学校編）」において弾道ミサイルから身を守る行動を紹介した。</p> <p>○弾道ミサイル発射時の対応について、これまでの対応の通知等に加え、学校安全ポータルサイトのメイン画面に表示させ、各学校において随時、対応の確認ができるよう工夫した。</p> <p>(以下、再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生命（いのち）の安全教育」教材等を活用した指導モデルの作成（委託事業）を実施（20団体55校） ・児童生徒向け動画教材及び教員向け研修動画を作成・公開。各都道府県・政令指定都市教育委員会担当課、各都道府県私立学校主管部課等に対し、各学校の校内研修や授業等での動画の活用を周知した。 ・生徒指導提要の改訂（令和4年12月）において、性犯罪・性暴力に関する課題未然防止教育として「生命（いのち）の安全教育」の実施を盛り込んだ。 ・学校等における「生命（いのち）の安全教育」の実践を後押しする実践事例集を作成した。 ・各種会議等を通じ、教育委員会等に向けて「生命（いのち）の安全教育」実施を促した。 <p>【今後の取組予定】</p> <p>(以下、再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「生命（いのち）の安全教育」教材等を活用した指導モデルの作成（令和5年度委託事業） ○「生命（いのち）の安全教育」の全国展開を推進するため、令和5年度に「生命（いのち）の安全教育全国フォーラム」を開催し、授業実践や教職員研修等の実践事例の共有、担当者同士の交流促進等を実施予定。 ○引き続き、各種会議等を通じ、教育委員会等に向けて「生命（いのち）の安全教育」実施の働きかけを随時行う。 ○令和5年度以降、サイバーセキュリティの注意事項について、全国の学校安全担当者が集まる学校安全行政担当者連絡協議会等の機会を通じて周知していく。

4. 学校における安全管理の取組の充実

第3次計画における学校安全の推進方策		実施状況	特記事項
(1) 学校における安全点検	<p>・国は、子供の視点を加えた安全点検を推進するとともに、学校管理下で発生した死亡事故や重大事故から得られた情報を基に、類似の事故の発生を防ぐため、学校向けの定期点検要領の作成について、第3次計画期間中の可能な限り早期に検討し、その普及を図る。</p> <p>46 子供の視点を加えた安全点検の推進</p> <p>47 類似した事故の発生を防ぐための学校向けの定期点検要領の作成を早期に検討し、その普及を図る</p>	<p>◎</p> <p>◎</p>	<p>【令和4年度の取組内容】</p> <p>○子供の視点を加えた安全点検を推進するとともに、学校管理下で発生した死亡事故や重大事故から得られた情報を基に、類似の事故の発生を防ぐため、学校における安全点検の在り方について、「学校安全の推進に関する有識者会議」において、検討を開始した。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○令和5年度には、「学校安全の推進に関する有識者会議」の下に「学校の安全点検の在り方検討ワーキンググループ」を設置し、安全点検の在り方を深掘りして検討を進める。</p>
	<p>・国は、学校施設・設備に関する専門的な視点からの安全点検の実施体制について、実態を把握し、必要な取組を強化する。</p> <p>48 学校施設・設備に関する専門的な視点からの安全点検の実施体制について実態を把握し、必要な取組を強化</p>	<p>◎</p>	<p>【令和4年度の取組内容】</p> <p>○学校施設・設備に関する専門的な視点からの安全点検の実施体制について、必要な取組の強化を図るため、「学校安全の推進に関する有識者会議」において、検討を開始した。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○令和5年度には、「学校安全の推進に関する有識者会議」の下に「学校の安全点検の在り方検討ワーキンググループ」を設置し、学校施設・設備に関する専門的な視点からの安全点検の実施体制について、実態を把握し、必要な取組を強化するための検討を更に進める。</p>
(2) 施設・設備の安全性の確保のための整備	<p>・国は、学校設置者による学校施設の老朽化対策が計画的に実施されるよう、長寿命改修や複合化・集約化に係る事例集や手引書等の作成・普及に努めるとともに、国庫補助を行うために必要な予算額を確保し、学校設置者を支援する。</p> <p>・国及び学校設置者は、児童生徒等の生命を守り、安全・安心な教育環境を実現するため、吊り天井以外の非構造部材の耐震対策を引き続き推進する。私立学校についても、引き続き、構造体の耐震化、吊り天井の落下防止対策等を推進する。将来の発生が懸念される南海トラフ巨大地震等に備えた津波対策や、地域の流域 治水の取組も踏まえつつ、近年、激甚化・頻発化する台風や豪雨等に対応した水害対策が必要である。</p> <p>・学校施設は、災害時において、児童生徒等の安全確保とともに、地域住民の避難所としての役割も担うことから、障害の有無等にかかわらず誰もが安全かつ快適に過ごせるよう、国及び学校設置者は、職員室、特別教室や体育館の空調、洋式トイレ、バリアフリー化、自家発電設備等の防災機能の整備を推進する。</p> <p>・国は、首長部局との連携による体制強化や民間委託等による整備の事例・手法等を蓄積し発信するとともに、専門家による専門的・技術的な相談体制を構築することが必要である。</p> <p>49 学校設置者による学校施設の老朽化対策が計画的に実施されるよう、事例集や手引書等の作成・普及に努める</p> <p>50 国庫補助を行うために必要な予算額を確保し、学校設置者を支援</p> <p>51 児童生徒等の生命を守り、安全・安心な教育環境を実現するため、吊り天井以外の非構造部材の耐震対策を引き続き推進</p> <p>52 私立学校についても引き続き構造体の耐震化、吊り天井の落下防止対策等を推進</p> <p>53 職員室、特別教室や体育館の空調、洋式トイレ、バリアフリー化、自家発電設備等の防災機能の整備を推進</p> <p>54 体制強化や民間委託等による整備の事例・手法等を蓄積し発信するとともに、専門家による専門的・技術的な相談体制を構築</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>	<p>【令和4年度の取組内容】</p> <p>○児童生徒等の生命を守り、安全・安心な教育環境を実現するため、学校施設における老朽化対策、耐震対策等を推進した。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○引き続き、児童生徒等の生命を守り、安全・安心な教育環境を実現するため、学校施設における老朽化対策、耐震対策等を推進する。</p>
(3) 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用	<p>・国は、これらの取組を推進するため、学校設置者や学校が学校安全計画や危機管理マニュアルを適切に見直すために必要な指導資料の作成・普及を行う。</p> <p>55 学校設置者や学校が学校安全計画や危機管理マニュアルを適切に見直すために必要な指導資料の作成・普及</p>	<p>◎</p>	<p>【令和4年度の取組内容】</p> <p>○学校設置者や学校が学校安全計画や危機管理マニュアルを適切に見直すために必要な指導資料の普及を行った。</p> <p>○「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」において、重大事故の予防のためのヒヤリハット事例に関する校内での定期共有の状況を把握する調査を行った。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○学校設置者や学校が学校安全計画や危機管理マニュアルを適切に見直すために必要な指導資料の普及を行うとともに、必要な資料の作成についても検討する。</p> <p>○令和4年度に実施した「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」の結果分析を進め公表する。</p>
(4) 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等	<p>・国においては、事故対応指針に沿った対応として、詳細な調査が行われた場合の報告書の提出を求め、事故情報の蓄積や学校・学校設置者・都道府県等の担当部署への周知を行っている。</p> <p>・事故対応指針に沿った児童生徒の死亡事故等の発生に関する国への報告について、引き続き徹底を求めるとともに、学校管理下において発生した事故等の検証や再発防止に関する実効性を高めるため、事故対応指針の内容の改訂その他の必要な措置について、早期に検討を開始する。</p> <p>56 死亡事故等の発生に関する国への報告について、引き続き徹底を求める</p> <p>57 事故対応指針の内容の改訂その他の必要な措置について、早期に検討を開始</p>	<p>◎</p> <p>◎</p>	<p>【令和4年度の取組内容】</p> <p>○事故対応指針に沿った児童生徒の死亡事故等の発生に関する国への報告について、都道府県・政令指定都市学校安全主管課長会議及び学校安全行政担当者連絡協議会において徹底を求めた。</p> <p>○学校管理下において発生した事故等の検証や再発防止に関する実効性を高めるため、「学校安全の推進に関する有識者会議」において、検討を開始した。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○令和5年度には、「学校安全の推進に関する有識者会議」の下に「学校事故対応に関する指針の見直しワーキンググループ」を設置し、指針の運用に関する実態を把握し、学校管理下において発生した事故等の検証や再発防止に関する実効性を高めるための検討を更に進める。</p>

5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

第3次計画における学校安全の推進方策	実施状況	特記事項
<p>①学校安全に係る調査の実施及びモデル事業等の成果の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、第3次計画において学校・学校設置者が推進するとされた事項については、定期的実施する「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」において実施状況等を把握し、分かりやすい形でその結果を公表する。 ・国は、第3次計画において推進すべきとされた事項について、モデル事業や調査研究事業等として重点的に取り組み、その成果や事例を分かりやすい形で周知する。 <p>58 定期的実施する「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」で状況を把握し、分かりやすい形でその結果を公表</p> <p>59 モデル事業や調査研究の成果や事例の周知</p>	<p>◎</p> <p>◎</p>	<p>【令和4年度の取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全国の学校に対し、学校安全の実施状況等を把握するための「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」を実施した。 <p>【今後の取組予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和4年度に実施した「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」の結果分析を進め、令和5年度に分かりやすい形で結果を公表する。 ○第3次計画において推進すべきとされた事項について、モデル事業や調査研究事業等として重点的に取り組み、その成果や事例を分かりやすい形で周知する。
<p>(1) 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進</p> <p>②学校現場における事故情報等の効果的な活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、学校管理下の事故等に関する情報発信を強化するとともに、的確なタイミングで事故情報等を学校設置者及び学校と共有し、実際の学校現場における効果的な活用を推進する。具体的には、日本スポーツ振興センターに蓄積されている災害共済給付に関するデータ等について、関係府省庁間での共有を図るとともに、教科や場面に応じた分かりやすい啓発資料の周知、情報共有、効果的な活用を図る。 <p>60 学校管理下の事故等に関する情報発信を強化、事故情報等を共有し、実際の学校現場における効果的な活用を推進</p> <p>61 日本スポーツ振興センターに蓄積されている災害共済給付に関するデータ等について、関係府省庁間での共有を図る</p> <p>62 教科や場面に応じた分かりやすい啓発資料の周知、情報共有、効果的な活用を図る</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>	<p>【令和4年度の取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害共済給付に関するデータ等について、関係府省庁間での共有を図ることや、教科や場面に応じた分かりやすい啓発資料の周知、情報共有、効果的な活用を図ることを「学校安全の推進に関する有識者会議」において検討を開始した。 <p>【今後の取組予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、災害共済給付に関するデータ等について、関係府省庁間での共有を図ることや、教科や場面に応じた分かりやすい啓発資料の周知、情報共有、効果的な活用を図ることについて検討を進める。 ○「学校安全の推進に関する有識者会議」においても、専門的知見から継続して検討をしていく。
<p>③設置主体に関わらない取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、設置主体の別を問わず、全ての学校へ適切な情報や研修の機会が実質的に十分に行きわたるよう、各教育委員会や国立・私立の関係団体の協力を得るなど連携を一層強化する。 <p>63 全ての学校へ適切な情報や研修の機会が実質的に十分に行きわたるよう、関係団体の協力を得るなど連携を一層強化</p>	<p>◎</p>	<p>【令和4年度の取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校安全ポータルサイトや全国の担当者が集まる機会等を通じ、全ての学校へ適切な情報や研修の機会が実質的に十分に行きわたるよう、情報発信を行うとともに連携強化を推進した。 ○設置主体の別を問わず、全ての学校へ適切な情報や研修の機会が実質的に十分に行きわたるよう、学校安全に係る専門性向上支援事業における「学校安全管理職セミナー」「学校安全基礎セミナー」「学校安全ワークショップ」を実施した。 <p>【今後の取組予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、学校安全ポータルサイトや全国の担当者が集まる機会等を通じ、全ての学校へ適切な情報や研修の機会が実質的に十分に行きわたるよう、情報発信を行うとともに連携強化を推進する。 ○引き続き、設置主体の別を問わず、全ての学校へ適切な情報や研修の機会が実質的に十分に行きわたるよう、学校安全に係る専門性向上支援事業における「学校安全管理職セミナー」「学校安全基礎セミナー」「学校安全ワークショップ」を実施していく。
<p>(2) 科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、学校事故の減少に向けて、学校現場で得られる情報・データを科学的に分析し、学校現場における対策の試行・効果検証までを一体的に行う調査研究を実施するなど、AIやデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組を推進する。 <p>64 AIやデジタル技術を活用した科学的なアプローチによる取組</p>	<p>◎</p>	<p>【令和4年度の取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和5年度以降、学校事故の減少に向けて、学校現場で得られる情報・データを科学的に分析し、学校現場における対策の試行・効果検証までを一体的に行う調査研究等が実施できるよう検討を進めた。 ○「学校安全の推進に関する有識者会議」において、専門家からの意見を聴取した。 <p>【今後の取組予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和4年度の検討を踏まえ、学校事故の減少に向けて、学校現場で得られる情報・データを科学的に分析し、学校現場における対策の試行・効果検証までを一体的に行う調査研究等を実施する。
<p>(3) 学校安全を意識化する機会の設定の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、学校安全の意識を高めるための活動として、例えば、毎月の学校における「学校安全の日」の設定や、国民安全の日（7月1日）、防災の日（9月1日）や防災週間など安全に関連する広報・啓発の機会を捉えて、教職員や地域とともに学校安全の推進を意識化する取組を推進する。各学校の「学校安全の日」の設定においては、それぞれの地域の地理的及び歴史的特性や災害リスクなど地域の実情を踏まえた設定を推進する。 ・国、地方教育行政、学校設置者、日本スポーツ振興センターの協働による優れた取組の普及を図るため、学校安全に関する情報発信を毎年、定期的・継続的に行う。 <p>65 安全に関連する広報・啓発の機会を捉えて、教職員や地域とともに学校安全の推進を意識化する取組を推進</p> <p>66 学校安全に関する情報発信を毎年、定期的・継続的に行う</p>	<p>◎</p> <p>◎</p>	<p>【令和4年度の取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校安全ポータルサイトや全国の担当者が集まる機会等を通じ、学校安全の推進の意識化に資する学校安全に関する情報発信を積極的に行った。 ○「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」において、「学校安全の日」の設定状況について調査した。 <p>【今後の取組予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き学校安全ポータルサイトや担当者会議等の機会を通じて学校安全に関する情報発信を行うとともに、各種啓発の機会の設定を検討する。 ○令和4年度に実施した「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」の結果分析を進め、分かりやすい形で結果を公表する。

第3次計画における学校安全の推進方策		実施状況	特記事項
(4) 学校におけるデジタル化の進展とサイバーセキュリティの確保	<p>・国は、警察等の関係機関と連携しながら、教育委員会における教職員に対するサイバーセキュリティに関する研修の充実を促進する。</p> <p>67 警察等の関係機関と連携しながら、教育委員会における教職員に対するサイバーセキュリティに関する研修の充実を促進</p>	◆	<p>【令和4年度の実施内容】</p> <p>○「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」において、学校における危機管理マニュアルへの記載や研修の実施状況について調査した。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○警察等の関係機関と連携しながら、全国の学校安全担当者が集まる学校安全行政担当者連絡協議会等の機会を通じて、研修の充実を促していく。</p>
(5) 学校安全に関する施策のフォローアップ	<p>・国は、第3次計画に基づく施策の進捗状況について毎年度フォローアップを行い公表するとともに、計画期間中における成果や課題、情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。</p> <p>68 第3次学校安全計画のフォローアップ</p>	◆	<p>【令和4年度の実施内容】</p> <p>○該当する取組なし</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○令和4年度中の取組については令和5年度にフォローアップを実施する。</p> <p>○毎年度、フォローアップを行い、公表するとともに、「学校安全の推進に関する有識者会議」において専門的知見からの意見をもらい、計画期間中における成果や課題、情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。</p>